(03) 試験問題(午後の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間30分です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第20問まで)と記述式問題(第21問及び第22問)から成り、配点は、多肢択一式問題が50点満点、記述式問題が50点満点です。
- (4) ① **多肢択一式問題の解答**は、所定の答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1箇所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック製消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。
 - ② 答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆**(**B又はHB**)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入は、**黒イン** クのペン、万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記ペン、万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分を無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名の欄以外の箇所に特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また, 答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は, 当該筆記可能線を越えた部分については, 採点されません。

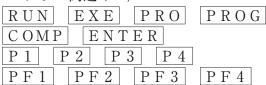
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 受験携行品は、黒インクのペン、万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)、インク(黒色)、三角定規(三角定規以外の定規の使用は不可。)、製図用コンパス、三角スケール、分度器、鉛筆(B又はHB)、プラスチック製消しゴム、電卓(予備を含めて、2台までとします。)及びそろばんに限ります。

なお、下記の電卓は、使用することができません。

① プログラム機能があるもの

次に示すようなキーのあるものは、プログラム機能等を有していますので、使用することができません。

〈プログラム関連キー〉



- ② プリント機能があるもの
- ③ アルファベットやカナ文字を入力することができるもの
- ④ 電池式以外のもの
- (10) 試験時間中,不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (11) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (12) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

- 第1問 民法上の代理又は無権代理に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア Aからの委任により代理人となったBは、やむを得ない事由がある場合には、Aの 許諾を得ることなく、復代理人を選任することができる。
 - イ Aが未成年者Bを代理人に選任し、BがAのためにすることを示してCに意思表示をした場合には、Aは、Bが未成年者であることを理由として、その意思表示を取り消すことはできない。
 - ウ Bが、Aから与えられていた代理権限を越えて、Aの代理人としてCとの間で契約を締結した場合において、CがBに権限があると信ずべき正当な理由があるが、Cがそのように信ずるに至ったことについてAに過失がないときは、Aは、Bの行為について、表見代理による責任を負わない。
 - エ 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、相手方において代理 人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときを除き、代理人自身の ためにしたものとみなされる。
 - オ Aから何らの代理権を与えられていないBが、Aの代理人と称してCとの間で契約を締結した場合には、Cは、AがCに対して追認をした後であっても、その契約を取り消すことができる。
 - 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

- **第2問** 占有権に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 他人のために占有をする者であっても、その占有を奪われたときは、占有回収の訴えを提起することができる。
 - イ 甲土地の占有者であるAから占有の訴えを提起されたBは、その訴えに対する防御 方法として、甲土地の所有権が自らにあることを主張することができる。
 - ウ 占有者が占有物の所持を失った場合には、その占有者は、占有回収の訴えを提起して勝訴し、現実にその占有物の占有を回復したとしても、その占有物の所持を失っていた間の占有の継続を主張することはできない。
 - エ 甲土地を占有していたAからその占有を承継したBは、自己の占有にAの占有を併せて主張することはできるが、自己の占有のみを主張することはできない。
 - オ 代理人が自己の占有物について以後本人のために占有する意思を表示したときは、本人は、これにより占有権を取得する。

- **第3問** 次の対話は、相続に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - 教授: まず、法定相続分の算定について考えてみましょう。被相続人Xの相続人が配偶者Aと兄Bのみであるときは、Bの法定相続分はどうなりますか。
 - 学生:ア Bの法定相続分は4分の1となります。
 - 教授: 次に、被相続人Yには配偶者Cとの婚姻中の子D及びEがおり、Dの子FがYの養子でもある場合において、Yの相続開始時にはCとDが既に死亡していたためにYの相続人がEとFのみとなるときは、Fの法定相続分はどうなりますか。
 - 学生: イ Fは、Dの代襲者の資格とYの子の資格の双方で相続人となりますので、F の法定相続分は3分の2となります。
 - 教授: これからは、被相続人 Z の相続人が子 G 及び H のみであり、甲不動産が Z の遺産に属するという事例について検討しましょう。 G は、甲不動産について、遺産の分割の方法によらずに民法第 256 条第 1 項に規定する共有物の分割の請求をすることはできますか。
 - 学生:ウ はい。Gは、甲不動産について法定相続分に相当する共有持分を有しているので、民法第256条第1項に規定する共有物の分割の請求をすることができます。
 - 教授: それでは、GとHとの間で甲不動産をGが単独で取得する旨の遺産分割協議が成立したにもかかわらず、Hが、その旨の登記がされる前に、甲不動産について法定相続分に相当する2分の1の共有持分を有しているとして、これをIに譲渡し、その旨の登記がされたとします。この場合において、Gは、Iに対して、甲不動産について自らの法定相続分を超える部分の所有権を承継したことを主張することができますか。
 - 学生:エ いいえ。当該遺産分割協議に基づく所有権の移転の登記がされていませんの で、Gは、Iに対して、自らの法定相続分を超える部分の所有権を承継したことを主張することができません。
 - 教授: では、Zが「遺産である甲不動産を相続人Gに相続させる。」との遺言をし、これがGに甲不動産を単独で相続させる旨の遺産分割の方法の指定と認められる場合には、甲不動産の所有権は、遺産分割の協議又は審判を経ることなく、Zの死亡の時に直ちに相続によりGに承継されますか。

学生:オ いいえ。遺産分割の協議又は審判を経ることなく、甲不動産の所有権がGに 承継されることはありません。

(参考)

民法

第256条 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、 五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。

2 (略)

第4問 次の対話は、土地家屋調査士(以下「調査士」という。)が代理人として電子申請の方法 により土地の合筆の登記の申請をする場合に関する調査士と補助者との対話である。調査士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、 後記1から5までのうち、どれか。

調査士: 土地の所有権の登記名義人が登記識別情報を記載した書面の交付を受ける方法により登記識別情報の通知を受けていた場合において,電子申請の方法による当該土地の合筆の登記の申請について申請情報と併せて当該登記識別情報を提供するときは,代理人である調査士は,当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に,調査士による電子署名を付したものを提供することはできますか。

補助者:ア 当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に、調査士による電子署名を付したものを提供することができます。

調査士: 電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をする場合において,不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例により添付情報が記載された書面を登記所に提出するときは,代理人である調査士は,当該書面を登記所へ持参しなければなりませんか。

補助者:イ 登記所へ持参する方法と送付する方法のいずれかによることができます。

調査士: 調査士が代理人として電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をする場合において、申請人が代理人の権限を証する情報が記載された委任状をスキャナにより読み取って当該情報が記録された電磁的記録を作成したときは、調査士は、調査士による電子署名を付した上で、当該電磁的記録に記録した情報を添付情報とすることができますか。

補助者: ウ 申請人による電子署名が付されていませんので、添付情報とすることはできません。

調査士: 同様の事例において、代理人である調査士が当該委任状を確認した上でスキャナにより読み取って電磁的記録を作成し、これに調査士による電子署名が付されている場合において、当該電磁的記録に記録された情報及び当該電磁的記録の作成過程が記録された申請に係る不動産の調査に関する報告を申請情報と併せて提供する方式(以下「調査士報告方式」という。)により当該登記の申請をしたときは、登記官に対して当該委任状原本を提示する必要がありますか。

補助者: エ 調査士報告方式により当該登記の申請をした場合には、当該委任状原本の 提示を省略することはできません。

- 調査士: 電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をした場合において、その後、当該申請を取り下げるときは、当該申請を取り下げる旨の情報を記載した 書面を登記所に提出する方法によってすることができますか。
- 補助者:オ 当該申請の取下げは、その申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登 記所に提出する方法によってすることができます。

- **第5問** 登記の申請の添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 共通する添付情報のある 2 つの申請を同一の登記所に対して同時に行う場合において、当該添付情報を一の申請の申請情報と併せて提供し、その旨を他の申請の申請情報の内容としたときは、当該他の申請について当該添付情報を提供することを要しない。
 - イ 隣り合って所在するAが所有権の登記名義人である甲区分建物とBが所有権の登記名義人である乙区分建物について、これらの間の隔壁を除去して甲区分建物と乙区分建物が1個の丙区分建物となったことによる登記の申請をAが単独でする場合には、A及びBが丙区分建物について有することとなる持分の割合を証する情報を提供することを要する。
 - ウ 土地家屋調査士法人が建物の表題登記の申請手続を代理する場合において、当該土 地家屋調査士法人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供を もって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。
 - エ 所有権の登記がある区分建物でない甲建物と所有権の登記はないが表題登記がある 区分建物でない乙建物とが増築工事により合体して1個の区分建物でない建物となっ た場合において、合体による建物の表題登記及び合体前の建物についての表題部の登 記の抹消並びに所有権の保存の登記の申請をするときは、乙建物の新築時の建築基準 法第7条の検査済証を当該申請情報と併せて提供すべき所有権を証する情報とするこ とができる。
 - オ 電子申請の方法によって登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、登記事項証明書の提供に代えて、当該申請に係る不動産の不動産番号を送信しなければならない。
 - 1 P1 2 P0 3 17 4 DT 5 T7

- **第6問** 登記の申請の却下に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 一の申請情報によって二以上の登記の目的に係る登記の申請がされた場合において、当該登記の申請のうち一の登記の目的に係る申請についてのみ却下すべき事由があるときは、当該登記の申請の全部が却下される。
 - イ 地積に関する更正の登記の申請について、登記官による調査の結果、当該申請に係る土地の筆界を確認することができない場合には、当該登記の申請は却下される。
 - ウ 土地の分筆の登記の申請があった場合において、その添付情報として提供された地 積測量図が、基本三角点等の成果を利用することができたにもかかわらず、これを利 用することなく作成されたものであるときは、当該登記の申請は却下される。
 - エ 登記の申請に不備があっても、その内容が補正することができるものであり、登記官が定めた相当の期間内に申請人がこれを補正したときは、当該登記の申請は却下されない。
 - オ 電子申請の方法によってされた登記の申請を却下するときは、その決定書は電磁的 記録をもって作成される。
 - 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

- - ア 登記完了証に記録される申請情報には、申請人又は代理人の電話番号その他の連絡 先が記録される。
 - イ 表示に関する登記の申請人が二人以上ある場合には、当該登記が完了した際に交付 される登記完了証は、その一人に通知すれば足りる。
 - ウ 土地の分筆の登記により新たに共同担保目録を作成した場合には、当該登記が完了 した際に交付される登記完了証には、当該共同担保目録の記号及び目録番号が記録さ れる。
 - エ 建物の名称が登記されている建物の表題部の変更の登記が完了した際に通知される 登記完了証には、当該名称が記録される。
 - オ 電子申請の方法によってされた登記の申請に基づく登記が完了した場合において, 登記完了証の交付を受けるべき者が,登記完了証を電子情報処理組織を使用した送信 を受けることが可能になった時から3か月を経過しても自己の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに記録しないときは、当該登記完了証は廃棄される。
 - 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

- **第8問** 表題部所有者に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、 後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 建物の表題部所有者として登記されているAの住所についての更正の登記と、Aの 婚姻による氏についての変更の登記とは、一の申請情報によって申請することができ る。
 - イ 表題部所有者としてAが登記されている土地が、AからB、BからCへと順次売却された場合には、Cは、AからCへの表題部所有者についての変更の登記を申請することができる。
 - ウ 土地の真の所有者がA及びBであるにもかかわらず、誤ってAのみが表題部所有者 として登記された場合において、Aの持分を3分の1、Bの持分を3分の2とする表 題部所有者についての更正の登記をBが申請するときは、Bの住所を証する情報をも 提供しなければならない。
 - エ 表題部所有者としてA及びBが登記されている建物について、A及びBの持分が 誤って登記されている場合には、Aは、Bの承諾を証する情報を提供して、単独で、 A及びBの持分についての更正の登記を申請することができる。
 - オ 建物の表題部所有者として登記されているAの住所に変更があった場合には、A は、その変更の日から1か月以内に、表題部所有者の住所についての変更の登記を申 請しなければならない。
 - 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

- **第9問** 土地の地番又は建物の家屋番号に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っている もの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用されない。
 - イ 登記官は、地番が著しく錯雑している場合には、必要があると認められるときで あっても、当該地番を変更することができない。
 - ウ 10番1の土地と10番2の土地とを合筆する場合には、登記官は、特別の事情がないときであっても、合筆後の土地の地番を10番2とすることができる。
 - エ 地番が 10 番 1 の土地に 2 個の建物が存する場合において、当該 2 個の建物のうち 先に登記された建物の家屋番号が「10 番 1 の 1 」のときは、後に登記する他の建物の 家屋番号は「10 番 1 の 2 」となる。
 - オ 地番が「5番1」である土地と「6番1」である土地にまたがって建物が存し、これらの土地上に他に登記された建物が存しない場合において、当該建物の床面積が多い部分の存する「5番1」の土地がA登記所の管轄区域に属し、「6番1」の土地が当該建物に関する登記の事務をつかさどる指定を受けたB登記所の管轄区域に属するときは、当該建物の家屋番号は「6番1」となる。

- **第10問** 地目に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5 までのうち、どれか。
 - ア 山林の急傾斜地に土砂崩れや地滑り防止のための擁壁が構築されているときは、当 該擁壁が占める土地の地目は、堤である。
 - イ 耕地かんがい用の用水貯留池にえん堤が設けられているときは、当該えん堤が存する土地の地目は、ため池である。
 - ウ 主に動物の遺骸又は遺骨を埋める土地の地目は、墓地である。
 - エ 宗教法人の宗教上の儀式行事に利用されている聖堂が存する土地の地目は、境内地である。
 - オ 山林を整地した一筆の土地上にマンションを建築する予定があるが、当該建築工事の着工前である場合において、当該土地上に当該建築工事のための仮設事務所が設置されているときは、当該土地の地目は、宅地である。

- **第11問** 分筆の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡した場合において、Aの死亡前にBが Aから甲土地を買い受けていたが、当該売買に基づく甲土地の所有権の移転の登記が されていないときは、Bは、甲土地の所有権を取得したことを証する情報を提供し て、甲土地の分筆の登記を申請することができる。
 - イ 賃借権の設定の登記がされている甲土地の所有権の登記名義人であるAは、当該賃 借権の登記名義人であるBが承諾したことを証する情報を提供することなく、甲土地 の分筆の登記を申請することができる。
 - ウ 抵当権の設定の登記がされている甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記を申請する場合において、当該抵当権の登記名義人が分筆後の乙土地について当該抵当権を消滅させることを承諾したことを証する情報を提供したときは、分筆後の乙土地の登記記録には、当該抵当権が消滅した旨が記録される。
 - エ Aの相続財産の管理人として選任されたBが、亡A相続財産を所有権の登記名義人とする土地の分筆の登記を申請するときは、その申請情報と併せて家庭裁判所の許可を証する情報を提供しなければならない。
 - オ A及びBが所有権の登記名義人である土地の分筆の登記をしようとする場合には、 Aが当該登記の申請情報と併せてBがこれに承諾したことを証する情報を提供したと しても、Aは、単独で、当該登記の申請をすることはできない。
 - 1 P1 2 PT 3 17 4 DT 5 D7

- **第12問** 建物の表示に関する登記の登記事項に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しい もの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 主である建物の所在する土地と附属建物の所在する土地の地番がそれぞれ異なる場合において、附属建物の床面積が主である建物の床面積のおおよそ2倍あるときは、 建物の表題部の所在欄には附属建物が所在する土地の地番が先に記録され、主である 建物が所在する土地の地番は後に記録される。
 - イ 建物の表題部の所在欄には、地番区域でない字を記録することはできない。
 - ウ 名称のある一棟の建物に属する区分建物の表題登記を申請する場合において、当該 一棟の建物の名称を申請情報の内容とするときは、当該一棟の建物の名称を定めた規 約を設定したことを証する情報を提供しなければならない。
 - エ 表題登記のある甲建物の附属建物が取り壊され、その後に建築された建物が甲建物 の附属建物となった場合において、これによる甲建物の表題部の変更の登記を申請す るときは、附属建物の符号として、取り壊された附属建物に付されていた符号を再使 用することはできない。
 - オ 表題登記のある建物について数次にわたり増築がされたが、その旨の建物の表題部の変更の登記がされていない場合において、建物の表題部の変更の登記を申請するときは、最後の増築に係る登記原因及びその日付のみを申請情報の内容とすれば足りる。
 - 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

- 第13問 建物図面又は各階平面図に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合 せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 建物をえい行移転したことによる建物の所在の変更の登記を申請する場合には、当 該変更後の建物図面を提供しなければならない。
 - イ 仮換地として指定された土地上に建物を新築した場合において、これによる建物表 題登記の申請について提供すべき建物図面には、仮換地の形状及び当該建物の位置を 点線で図示しなければならない。
 - ウ 2 階部分についての各階平面図の訂正の申出は、訂正後の各階平面図に併せて訂正 のない建物図面をも提供してしなければならない。
 - エ 団地共用部分である旨の登記がある建物について団地共用部分である旨を定めた規 約を廃止したために当該建物の表題登記を申請する場合には、建物図面及び各階平面 図を提供することを要しない。
 - オ 甲建物を乙建物の附属建物とする合併の登記を申請する場合において、甲建物と乙 建物の床面積に変更がないときは、合併後の各階平面図を提供することを要しない。

第14問 次の対話は、建物の種類の定め方に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授: 建物の種類は、建物の主な用途により定めることとされています。100個の区分建物からなる一棟の建物に属する1個の甲区分建物が事務所として利用されているが、それ以外の99個の区分建物が独立して居住の用に供されているときは、甲区分建物に関する建物の種類は、どのように定められますか。

学生:ア その場合には、一棟の建物に属するほぼ全ての区分建物が居住の用に供されていますので、甲区分建物に関する建物の種類も「居宅 | と定められます。

教授: 区分建物でない建物として登記されている6階建てのビルについて、1階から3階までをパチンコ店、4階から5階までを映画館、6階をオーナーが居住する部分として利用されている場合には、当該ビルに関する建物の種類は、どのように定められますか。

学生:イ 当該ビルに関する建物の種類は「遊技場・映画館・居宅」と定められます。

教授: 区分建物でない建物に店舗として利用されている部分と居宅として利用されている部分とがある場合において、当該店舗として利用されている部分の面積が当該居宅として利用されている部分の面積に比べて著しく小さいときは、当該建物に関する建物の種類を「居宅・店舗」と定めることができますか。

学生:ウ 店舗として利用される部分も当該建物の主な用途と認められるのであれば 「居宅・店舗」と定めることができます。

教授: では、野球場として利用される開閉式円形ドーム屋根付きの建物について、当該建物内に店舗や駐車場が設けられている場合には、これら全ての用途を建物の種類として定める必要がありますか。

学生:エ はい。当該建物の種類は「野球場・店舗・駐車場」と定めなければなりません。

教授: 「保育所 |や「教習所 |を建物の種類として定めることはできますか。

学生:オ いいえ。「保育所」や「教習所」は、不動産登記規則及び不動産登記事務取扱手 続準則に規定された種類の区分に該当しないので、建物の種類として定めるこ とはできません。

1 r1 2 rx 3 1 d 4 d d d f 5 x d

- 第15問 建物の表題部の変更又は更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤って いるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 表題部所有者は、附属建物の新築の年月日を更正する登記を申請することができる。
 - イ 表題登記のある建物の2階部分を増築した場合において、当該建物の1階部分の床面積が誤って登記されていることが判明したときは、登記の目的を「建物の表題部の変更登記」として、当該建物の1階部分及び2階部分の床面積を現況と合致させる旨の登記を申請することができる。
 - ウ 甲建物の附属建物の床面積についての表題部の更正の登記をするときは、附属建物の表示に関する表題部に附属建物の種類、構造及び更正後の床面積の全部を記録し、 符号を除いた従前の登記事項の全部を抹消する。
 - エ 区分建物の登記記録の一棟の建物の表示に関する表題部の記録事項に誤りがあった場合には、その一棟の建物に属する区分建物の所有権の登記名義人は、他の区分建物の所有権の登記名義人に代位して、当該他の区分建物についても表題部の更正の登記の申請をすることができる。
 - オ 甲建物に附属建物が2個ある場合において、一方の附属建物を取り壊したが、誤って現存する他方の附属建物の滅失による建物の表題部の変更の登記がされた場合には、甲建物の所有権の登記名義人は、建物の表題部の更正の登記を申請してこれを是正することはできない。
 - 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

- **第16問** 建物の分割又は合併の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 甲建物の附属建物及び乙建物の附属建物が区分建物である場合において、甲建物からその附属建物を分割して乙建物の附属建物に合併する建物の分割の登記及び建物の合併の登記の申請は、乙建物の附属建物が甲建物の附属建物と接続していないときは、することができない。
 - イ 甲建物から附属建物を分割して乙建物の附属建物とする建物の分割の登記及び附属 合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に甲建物から分割した旨が記録 される。
 - ウ 甲建物から附属建物を分割して乙建物とする建物の分割の登記を申請する場合において、当該分割により甲建物の所在地番に変更が生じるときは、当該申請に併せて建 物表題部の変更の登記を申請する必要はない。
 - エ 甲建物について、所有権の保存の登記がされた後に、新築した建物を甲建物の附属 建物とする旨の表題部の変更の登記がされている場合には、当該附属建物を分割して 乙建物の附属建物とする建物の分割及び合併の登記の申請は、当該分割前の甲建物の 所有権の保存の登記が完了した際に通知された登記識別情報を提供してすることがで きる。
 - オ 相互に接続する区分建物であり、甲建物及び乙建物に登記された敷地権がいずれも 丙土地の所有権である場合において、甲建物と乙建物の敷地権の割合が相互に異なる ときは、甲建物を乙建物に合併する登記は、申請することができない。
 - 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

- **第17問** 建物の滅失に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後 記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 甲建物の所有権の登記の登記名義人であるAがBに対して甲建物を売却したが、A からBに対する所有権の移転の登記がされる前に甲建物が滅失した場合には、Aは、 甲建物の滅失の登記を申請することができる。
 - イ 取壊し年月日が同一である主である建物と附属建物について滅失の登記をする場合 には、当該附属建物の表示欄の原因及びその日付欄には、何らの記録を要しない。
 - ウ 抵当権の設定の登記がされている建物が取り壊されて滅失した場合には、当該抵当権の設定の登記を抹消した後でなければ、建物の滅失の登記を申請することができない。
 - エ 共用部分である旨の登記がされている建物が減失したために当該建物の減失の登記 を申請する場合には、その申請情報と併せて当該建物の所有権を証する情報を提供し なければならない。
 - オ 一棟の建物がいずれもAが所有権の登記名義人である甲区分建物及び乙区分建物の みで構成されている場合において、乙区分建物が滅失したときは、Aは、乙区分建物 の滅失の登記と、甲区分建物を区分建物でない建物とする建物の表題部の変更の登記 とを、一括して申請しなければならない。
 - 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

- **第18問** 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 一棟の建物に属する1個の区分建物についての共用部分である旨の登記の申請は、 その申請情報と併せて共用部分である旨を定めた規約を設定したことを証する情報を 提供した場合には、当該一棟の建物に属する他の区分建物の所有権の登記名義人がす ることができる。
 - イ 建物の所有権の登記名義人全員が当該建物について共用部分である旨の登記の申請 をする場合には、共用部分である旨を定めた規約を設定したことを証する情報を提供 することを要しない。
 - ウ 団地共用部分である旨の登記がある建物について、団地共用部分である旨を定めた 規約を廃止したときは、当該建物の所有者は、当該規約の廃止の日から1か月以内 に、当該建物の表題登記を申請しなければならない。
 - エ 区分建物が属する一棟の甲建物と半年後に完成予定の一棟の乙建物とが共に団地を 形成する予定である場合には、甲建物内の専有部分である管理人室について、団地共 用部分である旨を定めた規約を設定したことを証する情報を提供して、当該団地につ いての団地共用部分である旨の登記を申請することができる。
 - オ 抵当権の設定の登記がされている建物について共用部分である旨の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて当該抵当権の登記名義人の承諾を証する当該登記名 義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができる裁判があったことを 証する情報を提供しなければならない。
 - 1 P1 2 PT 3 17 4 DT 5 DT

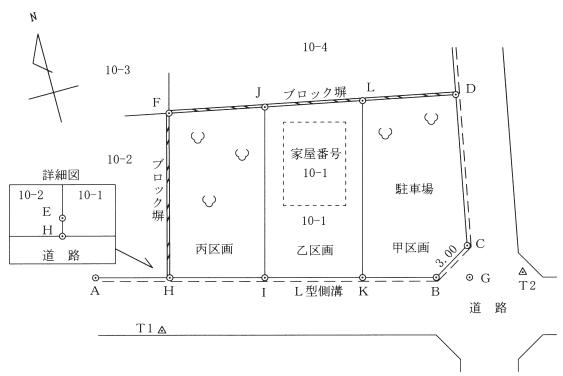
- **第19問** 筆界特定に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 甲土地の所有権の登記名義人から売買により甲土地の所有権の全部を取得した者は、当該売買を登記原因とする所有権の移転の登記がされていない場合であっても、 当該所有権を取得したことを証する情報を提供することにより、甲土地とこれに隣接するこ土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。
 - イ 甲土地とこれに隣接する乙土地とを対象土地とする筆界特定の申請がされた後,筆 界特定がされる前に甲土地が売却され,当該売買を登記原因とする所有権の移転の登 記により新たに甲土地の所有権の登記名義人になった者がいる場合には,当該者から 当該筆界特定の申請人の地位を承継する申出があったとしても,当該筆界特定の申請 は却下される。
 - ウ 甲土地とこれに隣接する乙土地とを対象土地とする筆界特定の申請がされた後, 意 見聴取等の期日前に, 関係土地の所有権の登記名義人が死亡した場合には, 当該所有 権の登記名義人の相続人は, 関係土地について相続を原因とする所有権の移転の登記 をすることなく, 相続を証する情報を提供して当該意見聴取等の期日に出席すること ができる。
 - エ 甲土地とこれに隣接する乙土地とを対象土地とする筆界特定の申請がされた場合には、甲土地について設定されている抵当権の登記名義人は、筆界特定の申請人から提出された資料を閲覧することができる。
 - オ 表題登記がある甲土地の表題部所有者は、甲土地とこれに隣接する乙土地との筆界 について、筆界特定の申請をすることができる。
 - 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

- **第20問** 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に関する次のアからオまでの記述のうち、**正 しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 土地家屋調査士法人の解散及び清算は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又 は地方法務局の長の監督に属する。
 - イ 土地家屋調査士となる資格を有する者が日本土地家屋調査士会連合会に登録申請書 を提出するときは、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局を経 由して提出しなければならない。
 - ウ 土地家屋調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の土地家屋調査士会及び事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。
 - エ 土地家屋調査士は、筆界特定の手続についての代理に関する業務についての事件の 依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。
 - オ 土地家屋調査士法人は、正当な事由がある場合でなければ、不動産の表示に関する 登記の申請手続の代理の依頼を拒むことはできない。

第21問 土地家屋調査士村山海斗は、次の〔調査図素図〕に示すK市D町二丁目10番1の土地 (以下「本件土地」という。)の所有者亡山田太郎の相続人である山田二郎から、本件土地 の表示に関する登記に関する相談を受け、【土地家屋調査士村山海斗の聴取記録の概要】 のとおり事情を聴取し、本件土地について必要となる表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記に必要な調査及び測量の依頼を受け、【土地家屋調査士村山海斗による調査及び測量の結果の概要】のとおり必要な調査及び測量を行った。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

〔調査図素図〕



- (注)1 B点, C点, D点, F点及びH点の各点は筆界点を示し, 実線は筆界線を示す。
 - 2 I点とJ点を結ぶ直線とK点とL点を結ぶ直線は、平行である。
 - 3 G点は、A点とB点を結ぶ直線の延長線とD点とC点を結ぶ直線の延長線の 交点であり、隅切長(B点とC点を結ぶ直線の長さ)は3.00 m、隅切剪除長(G 点とB点を結ぶ直線の長さとG点とC点を結ぶ直線の長さ)は等しいものとす る。

- 問1 【土地家屋調査士村山海斗の聴取記録の概要】及び【土地家屋調査士村山海斗によ る調査及び測量の結果の概要】から、〔調査図素図〕上のA点、C点、H点及びL点 の座標値を求め、別紙第21間答案用紙の第1欄に記載しなさい。
- 問2 次の文は、土地家屋調査士村山海斗が山田二郎に対して行った「地図に準ずる図面」についての説明である。(ア)から(カ)までに入る文言((イ)から(エ)までは順不同)を別紙第21問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

- 問3 別紙第21 問答案用紙の第3欄の登記申請書の空欄を埋めて、依頼を受けた本件 土地の登記の申請書を完成させなさい。ただし、必要な土地の表示に関する登記が 複数ある場合は、一の申請情報により申請するものとする。また、地積は、測量の 結果である座標値を用いて座標法により求積するものとし、その求積値と登記記録 の地積の差が公差の範囲内であるときは、地積に関する表示の登記の申請は行わな いこととする。
- 問4 別紙第21 問答案用紙の第4欄を用いて、問3の登記申請書に添付する地積測量 図を完成させなさい。
 - (注) 1 本問における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法 に作成されているものとする。
 - 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。
 - 3 座標値は、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載すること。
 - 4 地積測量図は、250分の1の縮尺により作成すること。また、地積測量図には、測量の結果を用いて求めた筆界点間の距離を、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載すること。
 - 5 地積測量図には、各筆界点の座標値、平面直角座標系の番号又は記号、地積 及びその求積方法並びに測量年月日は、記載することを要しない。

- 6 K市基準点の各点は、地積測量図にその地点を明示して点名を付して記載すること。ただし、座標値を記載することを要しない。
- 7 第21 問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は 削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字 句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線 を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載するこ と。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【土地家屋調査士村山海斗の聴取記録の概要】

- 1 K市D町二丁目10番1号に住所を有する山田二郎は、本件土地に所在する家屋番号10番 1の建物(以下「本件建物」という。)に居住している。
- 2 本件土地は、周囲をブロック塀で囲まれており、本件建物より西側部分は庭として、東側部分は庭及び本件建物の居住者の駐車場として使用されている。
- 3 山田太郎は、令和3年3月1日に死亡した。山田太郎の相続人は、いずれも山田太郎の子である山田一郎、山田二郎及び山田三郎の3名のみである。
- 4 山田一郎の住所は、M市D町五丁目2番2号であり、山田三郎の住所は、S市D町一丁目 3番5号である。
- 5 山田一郎、山田二郎及び山田三郎は、令和3年8月1日、山田太郎の相続財産について遺産分割協議を行った結果、本件土地のうち東側部分(〔調査図素図〕B、C、D、L、K及びBの各点を順次直線で結んで囲んだ部分。以下「甲区画」という。)を山田一郎が相続し、本件土地のうち中央部分(〔調査図素図〕I、K、L、J及びIの各点を順次直線で結んで囲んだ部分。以下「乙区画」という。)を山田二郎が相続し、本件土地のうち西側部分(〔調査図素図〕H、I、J、F及びHの各点を順次直線で結んで囲んだ部分。以下「丙区画」という。)を山田三郎が相続することが決められ、その旨の遺産分割協議書が作成された。
- 6 山田二郎は、乙区画に抵当権を設定して融資を受けるために本件土地について必要となる 表示に関する登記をすることを希望している。また、当該登記の申請は、山田二郎のみが申 請人となってすることとなった。

【土地家屋調査士村山海斗による調査及び測量の結果の概要】

- 1 資料に関する調査の結果
 - (1) 本件土地に関する登記記録の調査結果(現在事項)

ア 本件土地

(表題部)

所 在 K市D町二丁目

地 番 10番1

地 目 宅地

地 積 386.30 m²

(権利部)

甲 区 K市D町二丁目10番1号 山田太郎

乙 区 (登記事項なし)

イ 本件建物

(表題部)

所 在 K市D町二丁目10番地1

家屋番号 10番1

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床面積(省略)

(権利部)

甲 区 K市D町二丁目10番1号 山田二郎

乙 区 (登記事項なし)

(2) 地図等に関する調査結果

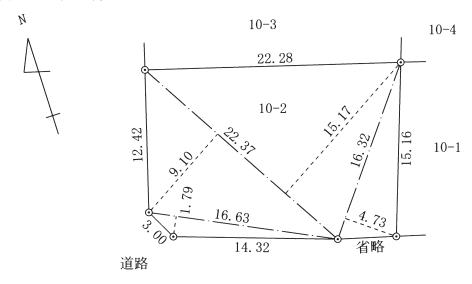
本件土地の地域には、不動産登記法第14条第1項の地図は備え付けられておらず、地図に準ずる図面が備え付けられている。

また、本件土地の地域は、不動産登記規則第10条第2項第1号の市街地地域に属する。

(3) 本件土地及び隣接地に係る図面等の調査結果

本件土地の隣接地である K市 D町二丁目 10番2の土地(以下「10番2の土地」という。) については、平成15年に地積更正された際に提出された地積測量図が備え付けられている。また、本件建物については、建物図面が備え付けられている。

〔地積測量図(抜粋)〕



(4) K市道路管理課における道路境界の調査の結果

K市道路管理課に問い合わせて調査した結果、本件土地と道路の境界は、A点、B点、C点及びD点を順次結んだ直線と確認されていたことが道路境界確認図から判明した。これらの境界線は、現況のL型側溝の位置とおおむね一致しており、A点からD点までにはK市金属標が設置されている。なお、上記境界は、平成15年に、10番2の土地の地積更正の登記の前提として確認されたものである。

(5) 分筆の登記の予定地番の調査の結果

登記所において、甲区画を10番8、乙区画を10番1、丙区画を10番9とする予定地番の確認を行った。

(6) 本件土地の地積測定の公差

精度区分	甲 1	甲 2	甲 3	乙1	乙2	乙3
386.30 m ²	$0.75\mathrm{m}^2$	1.85 m ²	3.71 m ²	$5.45\mathrm{m}^2$	11.01 m ²	22.03 m ²

2 本件土地の利用状況等

- (1) 本件土地の利用状況は、【土地家屋調査士村山海斗の聴取記録の概要】のとおりである。
- (2) 境界標の状況に関する調査

〔調査図素図〕の本件土地とその隣接土地の境界点(B点, C点及びD点を除く。)には、コンクリート杭が設置されている。

(3) 立会い等

ア 土地家屋調査士村山海斗による検証の結果,本件土地の境界点は,K市基準点に基づく測量成果により作成された道路境界確認図と整合していることが,立会いの上確認された。

イ E点にはコンクリート杭が設置されているが、本件土地と道路との境界線上に位置していなかった(ただし、その位置を本件土地、10番2の土地及び道路の筆界点としても、公差の範囲を超えるものではない。)。そこで、本件土地、10番2の土地及び道路の筆界点を、A点とB点を結んだ直線とF点とE点を結んだ直線の延長線の交点(H点)とすると、10番2の地積測量図の内容と一致する。そのため、H点を本件土地、10番2の土地及び道路の筆界点と判断し、10番2の土地の所有者の合意のもと、E点のコンクリート杭をH点の位置に移設した。

ウ 分割予定である I 点, J 点, K 点及び L 点の各点にコンクリート杭を設置した。

(4) 測量の成果

基準点である〔調査図素図〕のT1, T2に関する基準点の点検測量を行った結果, 許容 誤差内であることを確認した。

ア 「K市基準点成果表〕

点名	X座標(m)	Y座標(m)
T 1	500.00	500.00
Т 2	496.77	531.50

イ 〔測量によって得られた観測値〕

器械点	測点	水平角	水平距離(m)
T 1	Т 2	0° 0′ 0″	_
	A	227° 43′ 36″	7.37

- (注)1 観測角は、時計回りの角度を示す。
 - 2 北は、X軸正方向に一致する。

ウ 〔測量によって得られた座標値〕

名称	X座標(m)	Y座標(m)		
A	省略	省略		
В	498.29	524.15		
С	省略	省略		
D	511.93	530.00		
Е	504.63	500.56		
F	518.95	505.48		
G	497.74	526.20		
Н	省略	省略		
I	502.14	509.77		
J	516.61	513.65		
K	499.94	517.99		
L	省略	省略		

第22問 次の[図1・配置図(見取図)]のとおり、A市B町三丁目5番2の土地(以下「本件土地」という。)上には、家屋番号5番2の建物(以下「本件建物」という。)が現存している。

土地家屋調査士民山律子は、【事実関係】のとおり、本件建物の所有権の登記名義人である田宮栄一から、表示に関する登記についての相談を受けて事情を聴取し、必要となる全ての表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記について必要な調査及び測量の依頼を受け、【登記記録の内容】のとおり、登記記録等を調査した上、必要となる登記の申請をした。

なお,以下において本件建物の(イ)部分,(ロ)部分,(あ)部分,(い)部分及び

(部分とは,次の[図2・分割計画図(調査図)]又は[図4・専有部分(平面図)]で示された(イ)

部分,(ロ)部分,(あ)部分,(い)部分及び

(A)と記された部分をいう。

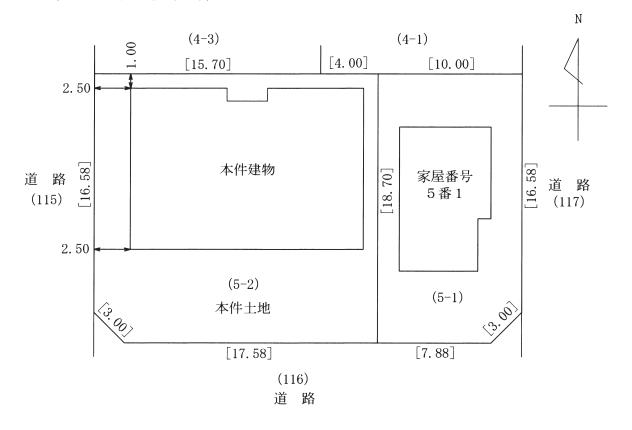
以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 土地家屋調査士民山律子が令和3年10月17日に申請した本件建物の(イ)部分に 関する登記の申請書を、別紙第22問答案用紙の第1欄の空欄を埋めて完成させな さい(本件建物の(ロ)部分に関しては記載を要しない。)。

なお、家屋番号は、本件建物の(イ)部分を5番2の1と記載するものとし、敷地 権の表示に関する登記の申請が不要である場合には、「原因及びその日付」欄に「記 載不要」と記載すること。

- 問2 【事実関係】7の下線部の田宮栄一からの質問①から③までに対する土地家屋調査 士民山律子の回答を、別紙第22問答案用紙の第2欄の該当欄に記載しなさい。な お、③について提供すべき情報がないときは、「添付不要」と記載すること。
- 問3 別紙第22問答案用紙の第3欄を用いて、問1の登記の申請書に添付する(イ)部 分に関する建物図面及び各階平面図を完成させなさい。
 - (注)1 本問における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法 に作成されているものとする。
 - 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。
 - 3 建物図面は500分の1の縮尺により,各階平面図は250分の1の縮尺により,それぞれ作成すること。
 - 4 第22 問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は 削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字 句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線 を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

[図1·配置図(見取図)]



- (注)1 距離の単位はメートルである。
 - 2 ()内の数字は、土地の地番である。
 - 3 []内の数字は、敷地の辺長である。
 - 4 敷地と建物の距離は、土地の筆界から建物の外壁までの距離である。
 - 5 北の方向は、敷地西側道路と平行である。
 - 6 土地・建物とも、隅部は南東部及び南西部の隅切りを除き全て直角である。

【事実関係】

- 1 田宮栄一は、A市B町三丁目5番1の土地(以下「5番1の土地」という。)及び本件土地並びに家屋番号5番1の建物(以下「5番1の建物」という。)及び本件建物を所有しており、自宅である5番1の建物に居住している。
- 2 本件建物は、田宮栄一が平成15年4月3日に建築した建物であり、1階部分及び2階部分にそれぞれ構造上及び利用上独立した各2部屋を有する共同住宅である。

田宮栄一は、本件建物の1階の(イ)部分及び2階の(イ)部分を1個の構造上及び利用上独立した建物として賃貸する目的で、令和元年8月31日に本件建物についてリフォーム工事を行った。この工事により、(イ)部分の1階の居住者用玄関及び2階の居住者用玄関として同じ玄関が利用されることとなった。リフォーム工事後の本件建物の平面図は、〔図3・一棟の建物(平面図)〕及び〔図4・専有部分(平面図)〕である。

- 3 田宮栄一は、妻・清美、長男・栄太及び次男・栄二の4人家族である。田宮栄一と妻・清美の住所は、A市B町三丁目5番1号であり、長男・栄太と次男・栄二は異なる場所に住所を有している。
- 4 田宮栄一は、自らが所有する財産について、将来、家族が遺産分割で揉めることがないように、令和3年9月10日、5番1の土地と5番1の建物は妻・清美に、本件土地の共有持分権2分の1と本件建物の(イ)部分は長男・栄太に、本件土地の共有持分権2分の1と本件建物の(ロ)部分は次男・栄二にそれぞれ相続させる旨の遺言書を作成し、遺言書保管官に対して遺言書の保管の申請をした。
- 5 田宮栄一は、上記4の遺言書の内容を踏まえて、本件建物の(イ)部分と(ロ)部分とをそれ ぞれ独立した所有権の目的となる建物とするために必要な表示に関する登記を行うことと し、土地家屋調査士民山律子に対して当該登記の申請手続を依頼することとした。
- 6 土地家屋調査士民山律子は、本件建物に関する調査及び測量を実施し、令和元年8月31日のリフォーム工事後の現況が登記記録及び登記所備付図面と一致することを確認して〔図2・分割計画図(調査図)〕を作成した。さらに本件建物の(イ)部分と(ロ)部分とが、構造上及び利用上明確に区分されていることを確認し、必要な書類の提供を受け、令和3年10月17日、本件建物のうち、(イ)部分と(ロ)部分を別個の建物とするための表示に関する登記を申請した(以下「本件登記申請」という。)。
- 7 田宮栄一は、土地家屋調査士民山律子に対し、本件登記申請に基づく登記の完了後、「先に保管の申請をした遺言書に基づいて本件建物の(ロ)部分が次男・栄二に相続された後、本件建物の(あ)部分と(い)部分及びA部分(以下「(い)部分等」という。)をそれぞれ独立した所有権の目的となる建物にする旨の登記を申請する場合において、①申請すべき登記の目的は

どうなるか、②長男・栄太と次男・栄二との間で敷地権について特段の話合いがされていないときは、当該(あ)部分と(い)部分等の登記記録に記録されるそれぞれの敷地権の割合はどうなるか、③当該(あ)部分の敷地権の割合と(い)部分等の敷地権の割合を等しくするためには、当該登記の申請情報に併せてどのような情報を提供すべきかについて教えてください。」と質問をした。

【登記記録の内容】

1 本件土地の登記記録の抜粋

(表題部)

所 在 A市B町三丁目

地 番 5番2

地 目 宅地

地 積 366.14 m²

(権利部)

甲 区 2番 A市B町三丁目5番1号 田宮栄一

乙 区 (登記事項なし)

2 本件建物の登記記録の抜粋

(表題部)

所 在 A市B町三丁目5番地2

家屋番号 5番2

種 類 共同住宅

構 造 鉄骨造スレートぶき2階建

床面積 1階 173.00 m²

2 階 176.00 m²

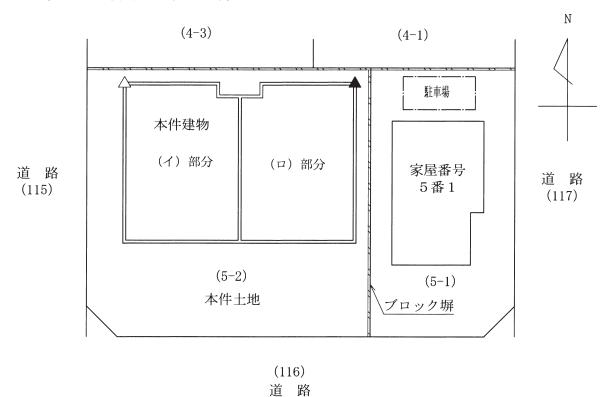
原 因 平成15年4月3日新築

(権利部)

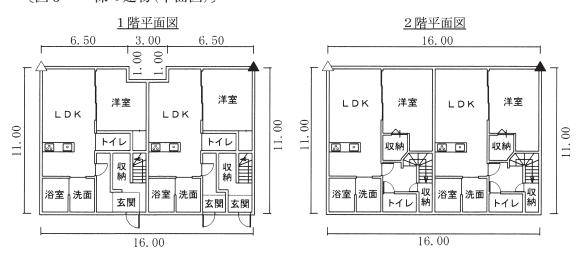
甲 区 1番 A市B町三丁目5番1号 田宮栄一

乙 区 1番 (省略)

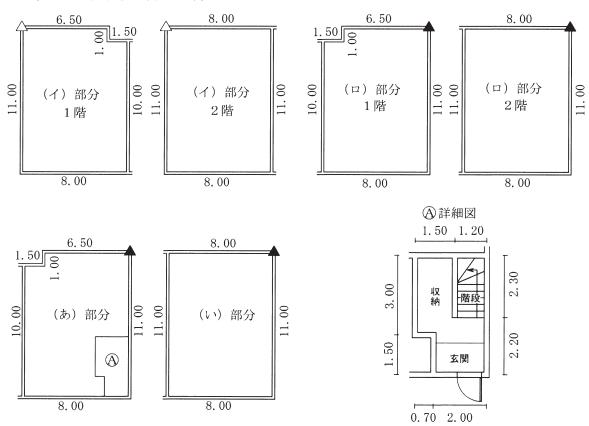
〔図2・分割計画図(調査図)〕



〔図3・一棟の建物(平面図)〕



〔図4・専有部分(平面図)〕



- (注)1 本件建物の測定値は、鉄骨の柱又は壁の中心からの距離である。
 - 2 鉄骨は両側が被覆されており、柱の中心から内壁までは、10 センチメートルである。
 - 3 〔図4・専有部分(平面図)〕の1階(ロ)部分と(あ)部分及び(A部分, 2階(ロ)部分と(い)部分は、それぞれ本件建物の同じ部分を表している。また、(あ)部分と(い)部分及び(A部分は、それぞれ構造上独立している。
 - 4 △及び▲印の柱は、各階の重なっている位置を示す。
 - 5 A部分の詳細は、A詳細図記載のとおりである。

〔記入例〕

受験地東京受験番号36氏名民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は, 下記のとおりとなります。

【多肢択一式答案用紙】

受易	黄 地	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	き験	番	号	
東	京	千の位	百の位	十の位	一の位	
十の位 0	一の位 1			3	6	
	9 9 9 9 9 9					

氏 名 **民事 二子**

(この欄記入不要)

試験区分 ②

受験地コード番号表

01	02	03	04	05	06	07	08	09
東京	大 阪	名古屋	広 島	福岡	那 覇	仙 台	札幌	高 松

【記述式答案用紙】

 受験
 京

 受験
 36

 氏
 氏

 民事
 二子